

京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 京都府では、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すこととしている。

低所得世帯の子どもが多くは、生活習慣の確立や学習習慣の定着が図られていないことから、大学生などの若い世代が中心となって取り組む子どもの貧困対策に係る活動に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当するグループ又は団体とする。ただし、グループ又は団体の代表者が、京都府税を滞納していない者に限る。

- (1) 20歳代の若者を中心とした3名以上の者によるボランティアグループ
- (2) 大学生又は大学院生を構成員とする学生団体。ただし、大学等から運営助成を受けているクラブ等を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、子どもの貧困問題を理解し、主に低所得世帯(要保護・準要保護家庭等)の子どもを対象に行う、生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた次の取組とする。

- (1) 学習支援活動
 - (2) 学生等の若い世代と子ども及び子ども相互間の交流活動
 - (3) 文化・自然などの非日常の体験活動
 - (4) 食育活動
 - (5) 学習や友人関係などの相談・助言活動
 - (6) その他の子どもの貧困対策に資すると知事が特に認めた活動
- 2 取組の提案にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた内容としなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する事業の実施に必要な費用から、事業実施のために徴収した参加費や寄付金などの収入を差し引いた額とする。

ただし、市販品を購入し、そのまま加工することなく提供するお菓子等に係る経費については、原則として、補助対象外経費とする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象経費の額(補助対象経費の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、30万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(事業実施上の留意点)

第5条 事業実施団体は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、厚生労働省「新しい生活様式」の実践例を参照の上、熱中症予防等も含めて次の各号に掲げる対策を取り、子どもの安全の確保に努めること。

- (1) 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離(密接)での会話の3つの密を徹底して避けること。また、参加者同士の間は対面ではなく横並びで座ることとし、できるだけ2メートル空ける、定員のあるところでは収容定員の半分以下の参加人数とするなど空間の確保に努めるなど、十分な空間を確保すること。
- (2) 食事を提供する場合は、同時に多人数での食事を避けることとし、班制により食事の時間や会場を分けるなどの工夫に努めること。また大皿は避けることとし、料理に集中しておしゃべりは控えめにしよう呼びかけること。
- (3) 頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前には、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に手、顔、口を洗うよう徹底すること。
- (4) 咳エチケットや、症状がなくてもマスクの着用等に努めること。
- (5) 部屋の換気を頻回に行うとともに、感染者が触れる可能性が高い箇所については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃に努めること。また、喚起確保のため室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整すること。
- (6) 真正面をできるだけ避けて会話するとともに、できるだけ屋外での実施も検討すること。
- (7) 十分な感染症予防を行いながら、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける、屋外で人と十分な距離が確保できる場合にはマスクをはずすなど、熱中症予防にも心がけること。
- (8) スタッフは出勤前に各自で体温を測定し、発熱が認められる(37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には、参加しないことを徹底すること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
- (9) 参加者について、参加前に本人・家族又は職員が本人の体温を測定し、発熱が認められる場合には参加を断る取扱いとすること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、交付決定後であっても、京都府から事業の中止要請を行う場合があるので、その場合は従うこと。

(補助対象事業の聴取等)

第6条 知事は、この補助金の対象とする事業について、第2条に定める事業者のうち、新規申請を行う事業者からは「子どもの未来づくりサポーター活動支援事業実施計画書」(別記第1号様式)、前年度からの継続実施を行う事業者からは「子どもの未来づくりサポーター活動支援事業費補助金交付申請書」(別記第2号様式)により、実施しようとする事業の内容の聴取を行うこととする。

(補助金の交付申請及び変更交付申請等)

第7条 規則第6条に規定する交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、事業は、原則として補助金の交付決定を受けてから着手するものとする。ただし、補助金交付決定前までに事業着手する必要がある場合は、指令前着手届(別記第3号様式)を提出することにより、事業を執行することができる。

2 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は、補助金総額の増減とし、変更の承認を受けようとする者は、変更交付申請書(別記第4号様式)により知事に申請するものとする。

3 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告書)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月11日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。